



長野県報

2月21日(月)
平成23年
(2011年)
第2243号

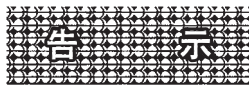
目次

告示

都市計画事業の事業計画の変更の認可(生活排水課).....	1
家畜伝染病のまん延防止に関する規則に基づく指定により指定した区域のうち、安曇野市の区域の指定の解除(園芸畜産課).....	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	2
保安林の指定施業要件を変更する予定通知の掲示(森林づくり推進課).....	3
解除予定保安林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課).....	3
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	3
都市計画事業の事業計画の変更の認可(都市計画課).....	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	4

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室).....	4
一般競争入札(2件)(管財課).....	4
国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課).....	6
特定調達契約に係る一般競争入札(建設政策課技術管理室).....	6
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課).....	7
一般競争入札(6件)(管財課).....	7
土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請の適当である旨の決定及び換地計画書の写しの縦覧(農地整備課).....	12
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(農地整備課).....	12
一般競争入札(健康福祉政策課).....	13
一般競争入札(砂防課).....	13
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活安全企画課).....	14
平成23年4月10日執行予定の長野県議会議員一般選挙の立候補手続等に関する説明会の開催(選挙管理委員会).....	16
地方自治法に基づく監査結果に関する報告の公表(監査委員事務局).....	16
一般競争入札(2件)(医療推進課).....	28
一般競争入札(4件)(生活排水課).....	29
一般競争入札(2件)(人材育成課).....	33
一般競争入札(2件)(企業局).....	35
一般競争入札(高校教育課).....	36
一般競争入札(11件)(特別支援教育課).....	37
一般競争入札(4件)(文化財・生涯学習課).....	46



長野県告示第84号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年2月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
山ノ内町

- 2 都市計画事業の種類及び名称
山ノ内都市計画下水道事業 山ノ内町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和52年11月14日から
平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第85号

家畜伝染病のまん延防止に関する規則に基づく指定（平成23年長野県告示第76号）により指定した区域のうち、安曇野市の区域について、平成23年2月18日をもってその指定を解除しました。

平成23年2月21日

長野県知事 阿部 守一

園芸畜産課

長野県告示第86号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年2月21日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上田市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第87号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年2月21日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡高森町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

高森町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第88号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年2月21日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡根羽村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

根羽村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第89号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年 2月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡山ノ内町(次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的
水源のかん養
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第90号

森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、次の保安林に係る指定施業要件の変更に係る予定について、当該保安林の所在地の属する市町村の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成23年 2月21日

長野県知事 阿部 守一

保安林の指定施業要件の変更に係る予定通知の内容(要旨)

- 1 土砂の流出の防備のため指定した保安林において定めた指定施業要件を変更する予定であること。
2 変更後の指定施業要件については、平成23年 2月 7日付長野県告示第56号による。

Table with 2 columns: 保安林の指定施業要件の変更に係る予定保安林の所在場所, 所在の不明な森林所有者等の氏名. Row 1: 下伊那郡松川町生田1604, 久保田 敏弘

森林づくり推進課

長野県告示第91号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年 2月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯田市伊豆木1603の8から1603の10
2 保安林として指定された目的

砂防課

- 土砂の流出の防備
3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第92号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年 2月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
上水内郡飯綱町大字倉井字狐沢2083の2(国有林)
2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第93号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県長野建設事務所及び飯綱町役場に備え置きます。

平成23年 2月21日

長野県知事 阿部 守一

Table with 7 columns: 区域名, 区域の範囲, 市町村名, 大字又は町名, 字, 地番, 標柱番号. Contains detailed data for the designated area in Fukunaga, including land parcels and markers.

砂防課

長野県告示第94号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年2月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
松本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松本都市計画道路事業 3・3・15号 松本駅北小松線
- 3 事業施行期間
平成21年2月5日から
平成24年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

都市計画課

長野県飯田建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年3月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年2月21日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏 人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯島飯田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡松川町上片桐1番の7地先から 下伊那郡松川町上片桐168番の1地先まで	旧	6.8~22.8 ^m	0.1157 ^{km}
	新	20.1~40.2	0.1372
同 上	新	20.1~40.2	0.1372

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年2月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成23年2月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ねむの木
- 3 代表者の氏名
井出 くに江
- 4 主たる事務所の所在地
南佐久郡小海町大字豊里2番地21
- 5 定款に記載された目的

この法人は、ねむの木のおおきなおおきな木の幹と大きく広がる枝と木々の葉が表すように、高齢者を中心に、障害者も地域で暮らす子供から大人も、みんながお互いに支え合い、助け合うことを目的に、いつまでも、ねむの木の下に集まり、お互いを理解し協働して、元気に楽しく安らかに過せる地域づくりを目指すことを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年2月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
長野県庁吸収式冷温水発生機オーバーホール業務
 - (2) 役務の特質
長野県庁機械室棟の吸収式冷温水発生機のオーバーホール
 - (3) 履行期間
契約の日から平成23年5月31日まで
 - (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁舎
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。